

南三陸町告示第33号

南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

南三陸町長 佐藤 仁

南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 若い世代の移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、新たに住宅を取得する若者世帯の住環境整備に対する支援を目的として、予算の範囲内において、南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 転勤、就学等に伴う一時的な居住でなく、町内に5年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室等を有する一戸建てであって、居住部分の延べ面積が50平方メートル以上の建物をいう。
- (3) 建築 住宅を新築し、又は建売住宅を取得（当該建売住宅の完成後最初の取得に限る。）することをいう。
- (4) 若者世帯 住宅の建築に係る工事請負契約又は不動産売買契約の締結時において、世帯主及びその配偶者の年齢が40歳に到達していない者で構成される世帯をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象とする住宅は、平成30年4月1日以降に建築した住宅とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 平成30年3月31日以前に取得（賃貸借又は譲渡を含む。）した土地に新築する場合
- (2) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる場合
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反している場合
- (4) 東日本大震災における被災者の住宅再建に対する補助を受けて取得した場合
- (5) 申請が行われた日の属する年度に住宅の建築に係る所有権保存又は所有権移転登記が完了する見込みのない場合

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、定住の意思をもって平成30年4月1日以降に住宅を建築した若者世帯の世帯主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築した住宅の登記簿謄本に記載の所有権持分（補助金の交付を受ける者及びその配偶者の所有持分を合算した持分）が5割以上であること。
- (2) 補助金の交付に係る年度の前年度に納付すべき市区町村の税（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税又は国民健康保険料をいう。以下同じ。）に滞納をしていない者であること。
- (3) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

（交付対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の建築に要する費用のうち、次に掲げる費用を除いた経費とする。

- (1) 土地の取得に要する費用
- (2) 外構工事に要する費用
- (3) 仮住居等の使用に要する費用
- (4) 家具、家電製品等の購入に要する費用
- (5) その他町長が住宅の建築に必要なないと認める費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の建築に係る契約の締結日から起算して1年以内に、南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。

- 2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 世帯全員分の住民票の写し
- (2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (3) 住宅の平面図（延べ面積が分かるもの）
- (4) 世帯全員分の補助金の交付に係る年度の前年度に納付すべき市区町村の税に滞納がないことを証明する納税証明書
- (5) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当と認めるときは様式第3号により、補助金の交付が適当でないと認めるときは様式第4号により、申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払の請求）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、必要があるときは、規則第5条第1項又は第2項の規定により交付の決定のあった額

の5分の4の範囲内で、規則第15条第2項の規定による補助金の概算払による交付を求めることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払による交付を求める交付決定者は、規則第15条第3項の規定により、様式第5号による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業に要する経費の2割未満の変更とする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、住宅の取得に係る所有権保存又は所有権移転登記が完了した日から起算して30日以内又は第8条の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- (2) 住宅の建築に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 検査済証の写し
- (4) 住宅の完成写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、実績報告書の提出があったときは、実績報告書に記載のあった内容等を審査し、規則第14条の規定による補助金の額の確定を行うものとする。

- 2 規則第14条に規定する通知は、様式第7号によるものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後において、当該額と規則第15号第2項の規定により交付した額との差額を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 規則第17条第1項又は第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、様式第8号によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。